

### (3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合については、臓器移植法で要求する書面とは認められないことから、従来通り、有効ではないものとする。

(別紙2 (3) ①)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかな場合には、本人の署名があるものとし、書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙2 (3) ②)

### (4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙2 (4) ①)

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第3項及び第4項 略）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）

## (1) カードの番号の記載に不備がある事例

## ① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

↓  
《該当する1.2.3の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆):

(同窓であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

## ② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

↓  
《該当する1.2.3の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全部)
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆):

(同窓であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

↓  
《該当する1.2.3の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆):

(同窓であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3  
に○と×の両方を記載していた場合

↓  
《該当する1.2.3の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆):

(同窓であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

## (2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

## ① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

↓  
《該当する1.2.3の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
を提供します。  
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他( )
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供  
します。  
腎臓・脾臓・眼球・その他( )
- 3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆):

(同窓であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

### (3) 本人署名の記載に不備がある事例

#### ① 本人署名がない場合

（該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓  肺  肝臓  腎臓  脾臓  小腸  眼球  その他( )

- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他( )

- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

#### ② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

（該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓  肺  肝臓  腎臓  脾臓  小腸  眼球  その他( )

- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他( )

- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆)： 移植花子

家族署名(自筆)： 移植太郎

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

### (4) 署名年月日の記載に不備がある事例

#### ① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

（該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓  肺  肝臓  腎臓  脾臓  小腸  眼球  その他( )

- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他( )

- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 1996年 / 月 / 日

本人署名(自筆)： 移植太郎

家族署名(自筆)：

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

（該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓  肺  肝臓  腎臓  脾臓  小腸  眼球  その他( )

- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他( )

- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 1970年 / 月 / 日

本人署名(自筆)： 移植太郎

家族署名(自筆)：

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

（該当する 1. 2. 3 の番号を○で囲んだ上で  
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓  肺  肝臓  腎臓  脾臓  小腸  眼球  その他( )

- ② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。  
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他( )

- ③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 移植太郎

家族署名(自筆)：

(何箇であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)